

相模原市教育委員会事務局交際費基準

(令和2年4月1日改正)

支出区分	対 象	支出金額
慶 祝	記念式典、行事、祝賀会等に係る経費	原則として飲食を伴う場合のみ お祝金(5,000円以内)又は祝電 費 (相模原市教育委員会祝電対応基準によ る)
弔 慰	弔慰に係る経費	弔電費 (相模原市教育委員会弔慰基準による)
会 費	飲食を伴う懇談会や各種総会等の出 席に係る経費	会費・実費相当額 (原則として5,000円以内)
そ の 他	上記に掲げるもののほか、教育行政の 運営上、教育長が特に必要と認める経 費	社会通念上妥当な額

相模原市教育委員会祝電対応基準

(平成30年4月1日改正)

区 分	対 象
祝 電	1．教育委員会に係る慶事等に関して、教育長又は代理人が出席できない場合で、教育長が必要と認める場合 2．その他、教育長が特に必要と認める場合

相模原市教育委員会弔慰基準

(令和3年4月1日改正)

区 分	本人		配偶者、実養父母、 実養子
	弔 辞	弔電等	弔電等
市民文化表彰受賞者、 自治功労表彰受賞者			
市議会議員			
元市議会議員(旧津久井町、 旧相模湖町、旧城山町、旧藤 野町の退職した議員を含 む。)			
教育委員会非常勤特別職職員	教育委員会委員		
	元教育委員会委員		
	公民館長		
	元公民館長		
	学校医、 学校歯科医、 学校薬剤師		
	応援医		
	学校保健医		
	学校運営協議会委員		
	附属機関の委員(教 育委員会が所管する ものに限る。)		
教育委員会事務局職員及び 小・中学校等教職員(会計年 度任用職員を除く。)			
公民館運営協議会委員			
社会教育関係団体の長(市 が指導、育成しているもの に限る。)、 単位PTAの会長			
私立幼稚園設置者、園長			
医師会、歯科医師会 長 及び薬剤師会 役員			

弔電等については、原則、弔慰メッセージとし、郵送等の時間がない場合のみ弔電対応
上記に掲げるもののほか、教育長が必要と認める場合

学校交際費基準

(平成30年4月1日改正)

区 分	対 象	金 額
香 典	○ 児童・生徒への香典	5,000 円
	○ 児童・生徒の父母への香典	
	○ 学校に関係する団体の現職の役員への香典 (PTA役員、地区自治会連合会会長等で本人に限る。 教職員及びその家族は除く。)	
お見舞	○ 学校管理下における児童・生徒の事故へのお見舞	5,000 円
	○ 児童・生徒の入院・通院を要する交通事故へのお見舞	
	○ 児童・生徒の概ね1か月以上の欠席を要する疾病又は 負傷へのお見舞	
	○ 児童・生徒の自宅の火災等の災害へのお見舞 (1世帯につき1件)	
会 費	○ 校長又は副校長が地域団体主催の行事等に参画すること に伴い、義務的に必要となる会費、負担金、分担金等の経費 (ただし、PTA関係に要する経費は除く)	必要な金額。 ただし、各校 年間15,000 円を限度とす る。

上記に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める場合。